区分	額
組合実施市町村	
消防庁並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）が高速道路等救急業務を行うため新たに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項に規定する救急隊一隊を維持するために要する費用の一部の支弁を受ける市町村（以下「新隊設置市町村」という。）	
高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村	二六、一九〇、〇〇〇円
高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	三九、二九〇、〇〇〇円
当該市町村の区域内の高速道路等のすべてにおいて高速道路株式会社が高速道路等救急業務を行つている市町村（以下「自主救急応援市町村」という。）	四、九一〇、〇〇〇円
その他の市町村	一九、六四〇、〇〇〇円
組合実施市町村	
新隊設置市町村	
高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては一三、一〇〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては八、七三〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては六、五五〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては五、二四〇、〇〇〇円
高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては一九、六五〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一三、一〇〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては九、八二〇、〇〇〇

区分	額
組合実施市町村	
消防庁並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）が高速道路等救急業務を行うため新たに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項に規定する救急隊一隊を維持するために要する費用の一部の支弁を受ける市町村（以下「新隊設置市町村」という。）	
高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村	二五、三六〇、〇〇〇円
高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	三八、〇四〇、〇〇〇円
当該市町村の区域内の高速道路等のすべてにおいて高速道路株式会社が高速道路等救急業務を行つている市町村（以下「自主救急応援市町村」という。）	四、七五〇、〇〇〇円
その他の市町村	一九、〇二〇、〇〇〇円
組合実施市町村	
新隊設置市町村	
高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては一二、六八〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては八、四五〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては六、三四〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては五、〇七〇、〇〇〇円
高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては一九、〇二〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一二、六八〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては九、五一〇、〇〇〇